

令和4年7月21日

伊丹市会計室長

「キャッシュレス決済導入業務」に係る質問に対する回答について

番号	実施要領・仕様書 ページ	質問	回答
1	仕様書 1ページ	3.契約期間について、端末機は4年の保守期間がついている為、一般的には4年間利用をお願いしておりますが、毎年入札・都度選定の形をとられますか？	令和5年度の当該業務の実施及び公募を行うかどうかについて、現時点では決定していません。仮に令和5年度に同業務を実施する場合の契約方式は、本件業務における実績を踏まえた上での判断になると考えています。
2	仕様書 1ページ	6.業務内容(1)キャッシュレス決済プラットフォームの提供について、複数社に渡って網羅することを想定した契約は可能でしょうか？ (当社用意の端末に他社契約を追加、スマレジ社のQR決済機能を活用など)	仕様書に記載したいずれの決済手段にも対応していれば、問題ありません。 ただし、複数社となることにより、本市における事務処理等が煩雑になる場合、評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。
3	仕様書 2ページ	6.業務内容(3)キャッシュレス決済端末の調達及び設置について、一体型(オールインワン端末)以外の端末に検討の余地はございますか？スマレジ接続できる端末について、一体型ではない端末になる為ご確認です。	窓口の省スペース化や機器の管理を少なくするため一体型を想定していますが、プロポーザルへの参加を妨げるものではありません。 ただし、複数機器となることにより、本市における事務処理等が煩雑になる場合、評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。
4	仕様書 1ページ	5.対象部署数及びキャッシュレス端末の調達台数について、上記の質問の都合上、窓口ごとに端末種類が違うことは許容できますか？ (市民課スマレジ接続にA端末、他5台はB端末など)	問題ありません。 ただし、複数機種となることにより、本市における事務処理等が煩雑になる場合、評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。
5	仕様書 2ページ	6.業務内容(1)の③本市指定口座への入金④決済手数料の支払いについて、1本にまとめず、各部署毎に精算+手数料請求をするという認識でお間違いないでしょうか？	本市指定口座への入金については各部署毎、決済手数料の支払いについては各部署をまとめた分の額を一本で支払うことを想定しています。 詳細は受託候補者決定後に必要に応じて協議します。